

損害保険会社に係る個人情報保護指針
(個人情報保護指針) について

2004年12月7日

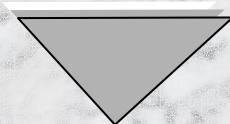
1. 損保指針の改訂の必要性について

■ 現行損保指針

- ・ 1989年3月策定・・・（財）金融情報システムセンターの「金融機関等における個人データ保護のための取扱指針」（FISC指針）をベースに損害保険会社が個人データを取り扱う際の基本事項を定める自主ガイドラインを策定
- ・ 2000年3月一部改訂・・・FISC指針の改訂（1999年4月）に合わせ改訂

■ 現行損保指針の改訂の必要性

高度情報化社会の進展
個人情報の利用の進展・保護の必要性



個人情報保護法の全面施行（2005.4）
金融庁ガイドライン（2004.10）

損保指針見直しの必要性



損保協会の個人情報保護法対応検討PTで損保指針改訂案（個人情報保護指針）を検討

2. 個人情報保護指針の特徴

■ 具体的措置・注意事項の明確化

「個人情報保護法」、「金融庁ガイドライン」、「金融庁実務指針」等の法令遵守を前提として、損害保険業として具体的措置の内容を示す必要のあるもの、特に注意を必要とする事項について明確化

■ 安全管理措置に係る実務指針の別冊化

安全管理措置の重要性に照らし、具体的内容については、「損害保険会社における個人情報保護のための取扱指針の安全管理措置等についての実務指針（損保安全管理措置実務指針）」を策定中（別冊化）

■ 認定団体としての「個人情報保護指針」

日本損害保険協会が「認定個人情報保護団体」となることを前提に策定（認定団体化については今後検討のうえ決定する予定）

◇ 対象事業者

- ・ 日本損害保険協会加盟の損害保険会社
- ・ 保護法第4 1 条第1 項の同意を行う損害保険会社等（日本損害保険協会非加盟の損害保険会社等）
- ・ 損害保険業に関する団体（日本損害保険協会・損害保険料率算出機構等）

◇ 対象とする個人情報

損害保険会社とその事業に遂行に際して取り扱う個人情報（雇用管理などの内務事務に伴い取扱う個人情報を除く）

3. 個人情報保護指針の基本構成

■ 基本構成

本体：条文＋参考事項（損保実務における適用事例・留意点等）＋参照条文
別冊：安全管理措置実務指針

